

富山県民会館の利用料金改定のポイント

令和8年7月1日付富山県条例の改正に伴い、富山県民会館の利用料金等が改定されます。ここでは主な変更点のポイントについてご案内します。

1 利用料金が改定されます

利用料金が概ね10%値上げされます。詳しくは、現在配布中の新料金表をご確認ください。

2 料金の計算方法が変更されます（ホール、ギャラリー、301号室、302号室）

延長、時間外料金は、9時前、12時～13時、16時～17時、22時以降のみ適用されます。

利用料金表の区分にある時間を利用された場合、1時間の利用であってもその区分の料金が適用されます。

例：12時～18時の利用の場合

＜今まで＞

[12-13時 時間外1時間] + [13-16時 午後料金] + [16-18時 時間外2時間]

＜改定後＞

[12-13時 時間外1時間] + [13-18時 午後・夜間料金（13-22時の料金）]

3 料金区分が変更されます（地下展示室）

今まで午前・午後・夜間の3区分に分かれていたものが、美術館・ロビーと同様に1日料金になります。

4 料金区分が変更されます（ロビー）

「文化事業等 その他」料金が、「その他」料金に統合されます。

5 令和9年4月から受付開始日(抽選日)を13か月前の月の末日（休館日の場合は次の開館日）に変更します。詳しくは新料金表をご確認ください。

ただし1～4については、改定日（令和8年7月1日）以降のご利用であっても、改定日より前に承認されたものについては、従前の料金でご利用いただけます。